

スリランカ民主社会主義共和国

Democratic Socialist Republic of Sri Lanka

1. スリランカの概要

正式国名をスリランカ民主社会主義共和国といます。赤道に近い熱帯に位置し、国土、の面積は6万6千平方キロメートル、北海道ほどの大きさに、人口千9百万人を擁しています。首都はコロンボです。

言語はシンハラとタミール語のほか、英語が使われます。成人の識字率は高く、良く教育が普及しています

宗教は、仏教徒が3分の2を占め、タミール人の多く住む地域はヒンズー教が支配的です。ほかにキリスト教徒やイスラム教徒もおり、宗教的には寛容な国といえます。

通貨はスリランカ・ルピーです。主な産品には世界的に知られた紅茶のほか、ゴム、ココナッツなどがあげられます。また、アーユルヴェーダの治療法も普及し世界から治験者を集めています。

2. 知的財産全般の保護状況

スリランカは旧植民地宗主国のイギリスから知的財産法制を受け継ぎましたが、WIPOの発展途上国を対象としたモデル法をもとに、1978年スリランカ知的財産法（Code of Intellectual Property Act No.52 of 1979）が制定され、著作権、意匠、特許、商標、商号および不正競争に関する法律を一括しています。この法律が2002年に改正され、翌2003年11月に施行されたものが現行法です。WTOの加盟国としてTRIPS協定の履行義務を負っており、現行法は協定に添うものです。また、PCTの加盟国ですが、マドリッド・プロトコル（協定議定書）には未加入で、当面その予定はありません。

国家知的財産庁（National Intellectual Property Office of Sri Lanka）

“Samagam Medura”, 3rd floor, No.400, D.R. Wijayawardena Mawatha, Colombo 10,

Democratic Socialist Republic of Sri Lanka

E-mail : nipos@sltnet.lk

商業高等裁判所（Commercial High Court）

Huletsdorp Street, 12, Colombo, Democratic Socialist Republic of Sri Lanka

犯罪調査局（Criminal Investigation Department）

P.O.Box 534, Criminal Investigation Department, Colombo 1,941, Democratic Socialist Republic of Sri Lanka
E-mail : cid@police.lk

法務省検察局 (Attorney General's Department)

249/5, Ratnayake Mawatha Pelawatte,Battaramulla, Democratic Socialist Republic of Sri Lanka

3. 特許

特許は、発明が新規であり、進歩性を備え、産業上の利用可能性のあるものに対して与えられます。一方、特許を受けることができないものとして、発見、科学的理論、数学的方法、微生物学的方法によらない本質的に生物学的方法とその生産物、事業活動や遊戯の計画、法則、方法、手術や治療・診断方法があげられます。物質やビジネス方法も特許の対象外です。

特許を受ける権利は発明者にあります。職務発明は別段の契約がない限り使用者または業務を委託した者に帰属します。

出願は国家知的財産庁の長官に対して行い、定められた期間内に国際調査報告書を提出することが必要です。その報告書が英語でない場合、英語翻訳文を添付しなければなりません。ただし国際調査報告書に代えて国内の審査官による調査を長官に求めることも可能です。これには所定の調査料が必要です。

出願は審査を経て拒絶理由がない場合、特許が付与されます。存続期間は特許付与から20年で、特許権者は、付与日から第2年の満了時さらに特許を維持したいとき、特許料を納付のうえ各年毎に更新していきます。

特許の出願前または優先日前に、スリランカ国内でクレームされている発明を善意で実施または実施の準備をしていた者には、先使用权が認められます。

ライセンス契約が満了する前に特許が付与されなかったり、無効となった場合、実施権者はその後、契約に基づく実施許諾者へのいかなる支払いも要求されることはありません。

海外への支払いを伴うライセンス契約において、長官は中央銀行総裁の書面による通知によりライセンス契約またはその更新が経済発展に有害であると判断したときは、登録簿における契約の登録を取り消し、無効とすることがあります。

特許への異議申し立て制度はなく、代わって裁判所は所定の理由で特許の無効を宣言することができます。裁判所による特許無効の判決が確定したとき、その特許は付与日から無効であったとみなされます。

2004年の統計では、出願件数が315、そのうち日本からは11件、特許件数は188で、うち外国からのものは103件となっています。また、PCTを利用した出願は179件でした。

4. 意匠

意匠は新規で公序良俗に違反せず、宗教や人種の感情を害することがない場合、登録が可能です。2003年に施行された改正法により、この新規性は世界公知を基準に判断されます。また、条約により優先権の主張が可能です。この場合、スリランカ出願の3ヶ月以内に、先の出願がなされた国の当局が認証する先願の写しを提出しなければなりません。

新規性の実体的な審査は行われませんが、関連する資料が提出された場合は審査官によって考慮されます。

意匠権を取得できるのは、その創作者または継承者です。ただし、職務上で創作された意匠は、特許同様、別段の契約がない限り使用者または業務を委託した者に帰属します。

意匠権の存続期間は出願から5年で、その後5年ずつ2回の更新が可能です。

ライセンス契約が満了する前に登録が無効となった場合、特許同様、実施権者はその後、契約に基づく実施許諾者へのいかなる支払いも要求されることはありません。

海外への支払いを伴うライセンス契約において、長官は中央銀行総裁の書面による通知によりライセンス契約またはその更新が経済発展に有害であると判断したときは、登録簿における契約の登録を取り消し、無効とすることがあります。これも特許の場合と同じです。

2004年の統計では、出願件数が304、登録が264、うち外国からは224件が登録になっています。同年、日本からの出願はありませんでした。

5. 商標

商標は、商品と役務の双方を保護します。

商標の出願は方式、実体とも審査され、登録に先立ち異議申し立ての制度が設けられています。申し立ての期間は3ヶ月です。知的財産法はまた、団体商標、連合商標の規定も含んでいます。なお無登録の標章に対しても、一定限度で、スリランカ知的財産法の規定にはないパッシング・オフ（詐称通用）の法理により、保護が及びます。これはいかなる人も自身の商品を他人の商品として通用させる権利はないという考えに立つものです。

商標権の存続期間は登録から10年で、出願日が登録日とみなされます。そして、商標権は10年ごとに更新が可能です。

スリランカは、マドリッド・プロトコルには未加入です。

2004年の統計では、出願件数が5,952、そのうち日本からは161、登録件数は1,696、うち外国からのものは530件でした。

6. その他

スリランカ知的財産法は、著作権や、商号および不正競争に関する規定を含んでいます。また、コンピューター・プログラムは、著作権として保護されます。

なお、実用新案制度はありません。

7. 侵害と救済

スリランカ知的財産法の効果的な執行と TRIPS 協定への対応を目的として関税法が改正され、輸入に加えて輸出でも、商標権、著作権など知的財産権の侵害を問えるようになりました。税関吏の権限は強化され、それらの侵害品の輸入を差押さえることができます。

関税法による商標権の侵害物品は次のように定義されています。

(1) 物品に対して有効に登録された商標と同一の標章を、包装を含め、許可なく付した物品

(2) 本質的な概観においてそのような商標とは識別不能な物品であって、法によって認められた所有者の権利を侵害する物品

また著作権の侵害物品は次のように定義されています。

「著作物の制作国において著作権所有者またはその正当な許可を得た者の承諾を得ないで制作された物品、および複製が著作権または法の関連する権利の侵害を構成するものから直接、間接になされた物品」

商標権者は、侵害品輸入の恐れに確かな根拠がある場合、税関長に対して、通関品の一時停止を求めて書面で請求することができます。

権利の所有者は、税関の業務を助けるため、被疑侵害者の名前と、侵害品の由来する地を通報することができます。権利者は税関に対して職員が容易に侵害物品を識別できるよう、適当と思われる侵害の一応の証拠（prima facie）と、物品の十分に詳細な説明を提出しなければなりません。

関税法により、税関長は請求者に対して、適当な保障を求めることができます。

税関長が通関の一時停止をするとき、輸入者には直ちにその旨通知されます。

税関長は、請求者が通知を受けてから 10 執務日以内に侵害の訴訟を提起したことの通報を受けない場合、停止している物品の開放を命ずることができます。

税関長が物品を自由流通に置くことを停止した場合で、裁判所がその請求人に対して 10 執務日以内に何ら請求人を救済する措置を認めなかったとき、輸入者または荷受人はその物品を、輸入のための他の条件がすべて満たされていることを条件に、自らの管理化に移行することができます。侵害についての差止め命令を定めたスリランカ知的財産法の関連条項は、税関長に通関の停止を求めた関税法による請求によって法的な手続きがなされる場合に適用されます。

裁判所は請求人に対して、不当な物品の通関停止により輸入者、荷受人および商品の保有者がこうむった損害への適当な補償を命じる権限を与えられています。

また裁判所は、守秘義務にかかわらず、権利者に対して、請求を裏付けるため税関が拘留している物品を調査する十分な機会を与える権限があります。

商標権侵害物品について、裁判所は例外を除き、侵害品の再輸出や通関のやり直しなどを認めることはありません。

企業は税関吏が商標権侵害物品を発見できるよう、積極的に研修の機会を提供すべきで

す。もし企業が商標を保護する姿勢を明確に見せていれば、侵害者はそこを避けて通るでしょう。

企業がブランド・ネームやトレード・ネームを真に保護することを望むのであれば、費用がかさむとしても登録は必要なことです。そして、登録は第一歩に過ぎず、侵害がないか監視が必要です。企業は勇気を持って税関吏に主要なマーケットで真正品を見てもらい、次の段階で侵害品が輸入されようとしたとき、彼等が容易に摘発できるようにしなくてはなりません。

国家知的財産庁に、最近、不正商品対策の特別部門が置かれました。この部門は商標権の侵害に対する苦情を受け付け、必要な助言を与えることになっています。

スリランカ知的財産法は、権利の侵害に対して罰金、禁固の刑事罰を規定しています。さらに差止めや損害賠償など民事上の救済も、用意されています。

刑法 475 条にも関連規定があり、それは警察への訴えを認めています。同法は、損害を与えることを知りながら他人の使用する標章を偽造する者が刑罰の対象となることを規定しています。

不正商品が発見されたとき、企業は民事上の措置と同時に、刑事上の手続きを平行して進めるべきです。刑法は、民事訴訟法 136 条 1 項の規定による私訴を通じて、軽罪裁判所 (the magistrates court) でスリランカ知的財産法の規定とあいまってそれを行えるとしています。スリランカ知的財産法によると、この法に違反する侵害行為は刑事上の犯罪となります。また警察は、知的財産権の侵害に対して刑事訴訟法のもと、捜査権を与えられています。軽罪裁判所は捜査令状を発行し、侵害物品や製造する機械類を差し押さえる権限を有します。違反者には 6 ヶ月以下の禁固または 50 万ルピー以下の罰金、あるいは双方が科されます。再犯者にはこれが倍加されることがあります。このような手段をとることは、企業が知的財産権を守るのに本気であることを周囲に知らせるうえで非常に効果的です。これはまた特に迅速であることが望まれます。刑事手続きは、企業が法執行官の助力を得て探知と差し押さえをすることを可能にするものです。

刑事上の手続きは単純ですが、これには違反者の居所、物品の貯蔵場所、工場のある場所などの確実な情報が必要です。これらは当局の捜査情報によっても軽罪裁判所 (場所により管轄の裁判所は異なる) の裁判過程で補強されます。そして権利の所有者は、捜査令状と物品の差し押さえ、召喚状を請求することができます。

権利の所有者は裁判所から捜査令状の発行を受けたとき、裁判所の執行官と警察または民間の警備会社の協力を得て、違反者のレイド (家宅搜索) をし、差し押さえた物品と輸送車、侵害品の製造に使われた機械設備を裁判所に提示することができます。違反者が有罪を認めたとき、侵害物品の処分について、破棄または慈善施設への譲渡の適当な命令がなされます。

これまで警察の協力のもと、工場、商店などで、製造、貯蔵、販売により商標権を侵害する物品のレイドが成功裏に行われてきています。電気のスイッチ、回路、電球、電池、

裁縫糸などがその例にあげられます。これらは侵害品の流通を防ぎ、被害を最小限にとどめたと考えられます。

いずれにしても、これ等の手続きに先立つ事前調査を徹底して行うべきで、とくに損害賠償を請求する場合にそれが重要となります。

知的財産権の侵害を受けた者は、商業高等裁判所で民事上の救済を求めて訴訟を起こすことができます。この裁判所は商標や著作権など知的財産権の侵害に関するあらゆる事項について唯一裁判管轄を有し、差止め（仮処分を含む）や損害賠償、侵害物品排除の命令を出す権限があります。判決に不服がある場合、最高裁判所への上告も可能です。

軽罪裁判所で訴訟が終了したとき、あるいはその前であっても、差止めや損害賠償の請求を求めて商業高等裁判所へ出訴することが望めます。軽罪裁判所の有罪決定はこのような商業高等裁判所の民事手続きを進める上でも利用できます。

侵害行為を受けた場合どのような救済がなされるか、参考になる最近の判例をあげましょう。

- (1) アメリカなどに MTV Music television の商標登録をしている Viacom 社は、スリランカにも登録を出願し、地元の TNL 局を通じて番組を配信していました。これに対してスリランカ企業の Maharaja Organization も後に MTV を、38 類の通信について出願し、登録が認められました。Viacom は直ちに異議を申し立てたのですが、理由なしとされたため、商業裁判所に控訴しました。しかしここでも MTV の書体の外観が異なるとして知的財産庁の判断が支持されたため、最高裁判所に上告。最高裁は双方の MTV に共通性があり、TV は一般的な表記であって識別力がない、ところで Viacom は M を加えた MTV の 3 文字を積極的に使用したことにより、評価と識別力を獲得した、したがって他者はそれを使用できない、という Viacom 勝訴の判決を出しています。この判断では称呼の類似に重きが置かれています。また、名声へのただ乗りという不正競争行為がなかったかを高裁が十分に判断していないという点も、判決の理由にあげられています。
- (2) イギリスに本拠のある Logica 社は、スリランカのコンピュータ・ソフト開発会社が同じ Logica 名を使った会社を立ち上げようとしていたところ、ホテルでの発表 5 日前に裁判所の差止め命令を出させることに成功し、結局両者は和解によって解決しました。
- (3) CD や DVD の不正商品を排除するため、裁判所はその著作権行使を積極的に認めるようになってきています。いくつかの商店で違法品の差し押さえが行われたほか、販売者は訴追され、罰金刑に処せられました。この問題では知的財産庁や多国籍企業の主催する知的財産権のセミナーが、違反者に警鐘を鳴らすため、しばしば開かれています。

不正商品に対しては、消費者の立場から苦情を申し立てることもできます。近年成立した新法により、購入した商品が偽造品で真正品の品質と同一ではないというような場合、

しかもこの購入が製造者か商人による誤った誘導によるものであるとき、消費者は消費者問題局（the Consumer Affairs Authority）の注意を喚起することができます。当局は商品の製造、供給、貯蔵、輸送、販売やサービスについて標準や仕様を定める権限を持ち、消費者保護と商品の品質保証のため官報にそれらを告示します。消費者が不正商品と思われるものの購入から3ヶ月以内に苦情を申し立てた場合、当局はその苦情を調査することになっています。そして、購入された商品が品質保証基準等に合致しないことが判明した場合、製造者か商人に対して補償をするか、商品の取替えまたは払い戻しを命じることができます。これに応じない場合、法により罰せられます。こうしたとき、商標等の権利者は推移をよく見守り、不正商品を市場に置くことで権利者の名声を毀損したものに対する法的な対抗手段をとる必要があります。